

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

公 告	平成19年度三重県立盲学校高等部・高等部専攻科入学者募集要項 .....	小中学校教育室	1 頁
	平成19年度三重県立聾学校幼稚部・高等部・高等部専攻科入学者 募集要項 .....	小中学校教育室	2 頁
	平成19年度三重県立養護学校高等部入学者募集要項 .....	小中学校教育室	3 頁
お知らせ	一般競争入札について .....	高校教育室	5 頁

### 公 告

平成19年度三重県立盲学校高等部・高等部専攻科入学者募集要項を、次のとおり定めます。

平成18年9月19日

三 重 県 教 育 委 員 会

#### 1 募集する部科

- (1) 高等部 ————— 普通科、保健理療科
- (2) 高等部専攻科 ————— 理療科、保健理療科

#### 2 応募資格のある者

学校教育法施行令第22条の3に定める盲者のうち、盲学校の高等部又は高等部専攻科における教育を必要とする者で、下記のうち高等部にあっては(1)に、高等部専攻科にあっては(2)に該当する者とします。

- (1) 高等部 ————— 中学部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者
- (2) 高等部専攻科 ————— 盲学校高等部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

#### 3 出願期間及び受付時間

- (1) 出 願 期 間 平成19年1月25日(木)から平成19年1月30日(火)まで  
(土曜日及び日曜日を除きます。)

- (2) 受 付 時 間 9時から16時まで

#### 4 出願書類及び提出先

所定の入学出願書類を三重県立盲学校へ提出してください。

#### 5 選考期日

平成19年3月13日(火)

#### 6 選考内容

- (1) 高等部
  - 普通科 ————— 小論文
  - 保健理療科 ————— 総合問題、小論文
- (2) 高等部専攻科
  - 理療科 ————— 総合問題、小論文
  - 保健理療科 ————— 総合問題、小論文

「総合問題」は国語、社会、数学、理科からの一般常識問題

(注) 1 失明等の理由により筆記が困難な者については、口述試験を行います。

2 高等部普通科にあっては面接を、高等部保健理療科及び高等部専攻科にあっては、面接及び運動機能検査を行います。

#### 7 選考場所

三重県立盲学校

#### 8 合格者発表

選考後1週間以内に本人あて通知します。

## そ の 他

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料はいずれも無料とします。
- (2) 家庭の生活状況に応じて、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の適用を受け、就学に必要な経費が支給されます。
- (3) 出願に必要な所定の用紙の請求及び問い合わせは、下記の学校へ行ってください。なお、出願にあたっては、平成19年1月29日（月）までに、当該校で選考に関する配慮事項等についての教育相談を必ず受けてください。

三重県立盲学校 〒514-0819 津市高茶屋4丁目39番1号  
(電話 059-234-2188 F A X 059-234-2189)

平成19年度三重県立聾学校幼稚部・高等部・高等部専攻科入学者募集要項を、次のとおり定めます。

平成18年9月19日

三 重 県 教 育 委 員 会

### 1 募集する部科

- (1) 幼 稚 部
- (2) 高 等 部 ————— 普通科（類・類）、産業工芸科（工芸コース・ファッションコース）、理容科
- (3) 高等部専攻科 ————— 工芸科、被服科、理容科

### 2 応募資格のある者

学校教育法施行令第22条の3に定める聾者のうち、聾学校の当該部科における教育を必要とする者で、下記に該当する者としてします。

- (1) 幼 稚 部 ————— 平成19年4月1日現在で満3歳以上満5歳以下の者
- (2) 高 等 部 ————— 聾学校中学部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者
- (3) 高等部専攻科 ————— 聾学校高等部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

### 3 出願期間及び受付時間

- (1) 出願期間  
・幼 稚 部 ————— 平成19年1月10日（水）から平成19年1月26日（金）まで  
（土曜日及び日曜日を除きます。）  
・高 等 部 及 び  
高等部専攻科 ————— 平成19年1月25日（木）から平成19年1月30日（火）まで  
（土曜日及び日曜日を除きます。）
- (2) 受 付 時 間 9時から16時まで

### 4 出願書類及び提出先

所定の入学出願書類を三重県立聾学校へ提出してください。

### 5 選考期日

- (1) 幼 稚 部 ————— 平成19年1月31日（水）
- (2) 高 等 部 及 び  
高等部専攻科 ————— 平成19年3月13日（火）

### 6 選考内容

- (1) 幼 稚 部 ————— 発達検査、行動観察
- (2) 高 等 部 ————— 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の学力検査及び面接。  
ただし、普通科 類については、実態に合わせた学力検査及び面接を行います。
- (3) 高等部専攻科 ————— 国語、社会、数学、理科及び職業の学力検査及び面接

### 7 選考場所

三重県立聾学校

### 8 合格者発表

選考後1週間以内に本人あてに通知します。高等部は学校あてにも通知します。

## その他

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料はいずれも無料とします。

- (2) 家庭の生活状況に応じて、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の適用を受け、就学に必要な経費が支給されます。
- (3) 出願に必要な所定の用紙の請求及び問い合わせは、下記の学校へ行ってください。なお、出願にあたっては、平成19年1月29日(月)までに、当該校で選考に関する配慮事項等についての教育相談を必ず受けてください。

三重県立聾学校 〒514-0815 津市大字藤方2304-2  
(電話 059-226-4774・4775 F A X 059-224-8252)

平成19年度三重県立養護学校高等部入学者募集要項を、次のとおり定めます。

平成18年9月19日

三重県教育委員会

### 1 募集する学校及び学科

・西日野養護学校	普通科	・稲葉養護学校	普通科
・養護学校玉城わかば学園	普通科	・養護学校北勢きらら学園	普通科
・城山養護学校	普通科	・草の実養護学校	普通科
・度会養護学校	普通科	・養護学校伊賀つばさ学園	普通科
・養護学校東紀州くろしお学園	普通科	・養護学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	普通科
・杉の子養護学校	普通科	・緑ヶ丘養護学校	普通科

### 2 応募資格のある者

- (1) 西日野養護学校、稲葉養護学校及び養護学校玉城わかば学園(知的障害養護学校)

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障害者のうち、養護学校の高等部における教育を必要とする者で、養護学校中学部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれに準ずる者としします。ただし、原則として西日野養護学校については保護者の住所が鈴鹿市、亀山市、以北にある者としします。また、稲葉養護学校については保護者の住所が津市にある者、養護学校玉城わかば学園については保護者の住所が松阪市以南、志摩市、多気郡、度会郡以北にある者としします。

- (2) 養護学校北勢きらら学園、城山養護学校、草の実養護学校及び度会養護学校(肢体不自由養護学校)

学校教育法施行令第22条の3に定める肢体不自由者のうち、養護学校の高等部における教育を必要とする者で、養護学校中学部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれに準ずる者としします。ただし、原則として養護学校北勢きらら学園については保護者の住所が四日市市、三重郡以北にある者、城山養護学校については保護者の住所が鈴鹿市以南、津市以北にある者、草の実養護学校については三重県立草の実リハビリテーションセンターに入所し治療を必要とする者、また、度会養護学校については保護者の住所が松阪市以南、志摩市、多気郡、度会郡以北にある者としします。

- (3) 養護学校伊賀つばさ学園、養護学校東紀州くろしお学園及び養護学校東紀州くろしお学園おわせ分校(知的障害・肢体不自由併設養護学校)

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障害者又は肢体不自由者のうち、養護学校の高等部における教育を必要とする者で、養護学校中学部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれに準ずる者としします。ただし、原則として養護学校伊賀つばさ学園については保護者の住所が伊賀市、名張市にある者、養護学校東紀州くろしお学園については保護者の住所が熊野市、南牟婁郡にある者、養護学校東紀州くろしお学園おわせ分校については保護者の住所が尾鷲市、北牟婁郡にある者としします。

- (4) 杉の子養護学校及び緑ヶ丘養護学校(病弱養護学校)

学校教育法施行令第22条の3に定める病弱者のうち、養護学校の高等部における教育を必要とする者で、中学校、盲・聾・養護学校中学部の卒業者もしくは平成19年3月卒業見込みの者又はこれに準ずる者としします。ただし、原則として杉の子養護学校及び緑ヶ丘養護学校については、それぞれ独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院、独立行政法人国立病院機構三重病院に入院し治療を必要とする者としします。

### 3 出願期間及び受付時間

- (1) 出願期間

養護学校12校(分校1校を含む。)の出願期間は以下のとおりとしします。

平成19年1月25日(木)から平成19年1月30日(火)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)

- (2) 受付時間

9時から16時まで

- 4 出願書類及び提出先 所定の入学出願書類を志願する養護学校へ提出してください。
- 5 選考期日  
養護学校12校（分校1校を含む。）の選考期日は以下のとおりとします。  
平成19年3月13日（火）

- 6 選考内容  
各校の選考内容は以下のとおりとします。

学 校 名	選 考 内 容
西日野養護学校 稲葉養護学校 養護学校玉城わかば学園 養護学校伊賀つばさ学園	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接を行います。
養護学校北勢きらら学園 城山養護学校 度会養護学校 草の実養護学校 養護学校東紀州くろしお学園 養護学校東紀州くろしお学園おわせ分校	実態に合わせた学力検査、諸検査（作業能力検査等）及び面接を行います。
杉の子養護学校	実態に応じた授業体験、作文及び面接を行います。
緑ヶ丘養護学校	学力検査を行います。 但し、重複学級志願者については、面接を行います。

- 7 選考場所  
志願先養護学校で行います。
- 8 合格者発表  
選考後1週間以内に本人あて通知します。
- 9 その他
- (1) 入学検定料、入学料及び授業料はいずれも無料とします。
  - (2) 家庭の生活状況に応じて、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の適用を受け、就学に必要な経費が支給されます。
  - (3) 出願に必要な所定の用紙の請求及び問い合わせは、下記のうち出願を希望する学校へ行ってください。  
なお、出願にあたっては、平成19年1月29日（月）までに、当該学校で選考に関する配慮事項等についての教育相談を必ず受けてください。
  - (4) 選考内容の詳細については、各学校にお問い合わせ下さい。

各校連絡先

- ・三重県立西日野養護学校 ㊦510-0943 四日市市西日野町4070-35  
(電話 059-322-2558 FAX 059-322-2559)
- ・三重県立稲葉養護学校 ㊦514-1252 津市稲葉町字上野4101  
(電話 059-252-1221 FAX 059-252-1225)
- ・三重県立養護学校玉城わかば学園 ㊦519-0427 度会郡玉城町宮古726-17  
(電話 0596-58-2716 FAX 0596-58-2918)
- ・三重県立養護学校北勢きらら学園 ㊦512-1203 四日市市下海老町字高松161  
(電話 059-327-0541 FAX 059-327-0543)
- ・三重県立城山養護学校 ㊦514-0818 津市城山一丁目5-29  
(電話 059-234-3431 FAX 059-234-3432)
- ・三重県立草の実養護学校 ㊦514-0818 津市城山一丁目29-16  
(電話 059-234-8281 FAX 059-234-0935)
- ・三重県立度会養護学校 ㊦516-2102 度会郡度会町大野木1825  
(電話 0596-62-0001 FAX 0596-62-0002)
- ・三重県立養護学校伊賀つばさ学園 ㊦518-0616 名張市美旗町南西原229-2  
(電話 0595-67-1050 FAX 0595-65-9995)
- ・三重県立養護学校東紀州くろしお学園 ㊦519-4325 熊野市有馬町530  
(電話 0597-89-2623 FAX 0597-89-2920)

- ・三重県立養護学校東紀州くろしお学園おわせ分校 〒519-3616 尾鷲市中村町4-58  
(電話 0597-23-1531 FAX 0597-23-1544)
- ・三重県立杉の子養護学校 〒513-0004 鈴鹿市加佐登三丁目2-2  
(電話 059-379-1611 FAX 059-379-1632)
- ・三重県立緑ヶ丘養護学校 〒514-0125 津市大里窪田町357  
(電話 059-232-1139 FAX 059-232-0104)

お 知 ら せ

平成18年9月15日付け三重県公報第1813号に「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年9月15日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 契約名称  
情報教育機器設備賃貸借契約
- (2) 借入物品及び数量  
教育用パソコンシステム一式（据付け、配線、調整等を含みます。）
- (3) 借入物品の特質等  
借入物品の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (4) 契約期間  
平成18年12月1日から平成22年11月30日までとします。
- (5) 納入期限  
平成18年11月24日（金）までとします。
- (6) 納入場所  
三重県松阪市垣鼻町1664番地  
三重県立松阪高等学校 家庭科棟3階 第二情報室

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年9月29日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 機能証明書（機器のメーカー及び型式が記載され、権限のある者の記名及び押印があるものです。）
- (6) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒515-8577 三重県松阪市垣鼻町1664番地  
三重県立松阪高等学校 担当 増井 電話0598-21-3511
  - (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法  
(1)の場所で、平成18年9月15日（金）から同月27日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（27日は、午後3時までとします。）配布します。
  - (3) 入札書提出の日時及び場所  
日時 平成18年10月12日（木） 午前10時  
場所 三重県松阪市垣鼻町1664番地  
三重県立松阪高等学校 管理棟2階 大会議室
  - (4) 開札の日時及び場所  
日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
場所 (3)と同じです。
  - (5) 入札方法等に関する事項  
ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。  
なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。  
イ 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。  
ウ 入札執行回数は3回を限度とします。  
エ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
オ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
カ 落札者の決定方法  
落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。  
キ 入札の無効  
本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。
- 5 その他
- (1) 契約書作成の要否  
要
  - (2) 入札の中止  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
  - (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。